

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所非常勤役員・産業医災害補償規程

制定 平成20年4月1日 規程141号

最近改正 平成26年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第69条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の役員のうち労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用を受けない者（以下「非常勤役員・産業医」という。）の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(災害補償)

第2条 法人は、この規程に定める補償の事由が生じた場合、補償を受けるべき非常勤役員・産業医又はその遺族に対し、次の補償を行う。

- (1) 遺族補償
- (2) 後遺障害補償
- (3) 入院補償
- (4) 手術補償
- (5) 通院補償

2 理事長は、非常勤役員・産業医について、業務又は通勤により生じたと認定される災害が発生した場合に、補償を受けるべき非常勤役員・産業医又は遺族の請求に基づき、その災害が業務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、業務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

(傷害保険)

第3条 法人は、非常勤役員・産業医災害補償に備えるため、非常勤役員・産業医を被保険者とする傷害保険（以下「傷害保険」という。）に加入する。

- 2 傷害保険の保険金の受取人は法人とし、法人は当該保険金の全額を非常勤役員・産業医災害補償に充てるものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、法人は、第1項の規定による傷害保険の約款に基づく保険金が支払われない場合は、この災害補償を行わない。

(遺族補償)

第4条 法人は、非常勤役員・産業医の死亡が業務上の事由又は通勤による場合は、当該遺族に対し、3,000万円を遺族補償として支給する。ただし、当該非常勤役員が次条の後遺障害見舞金を支給された後、当該後遺障害見舞金を支給されることとなった負傷が再発し死亡した場合は、支給すべき遺族補償の額から既に給付を行った後遺障害見舞金の額を差し引いた額を支給する。

(後遺障害補償)

第5条 法人は、非常勤役員・産業医が業務上の事由又は通勤による負傷が治癒した場合において、身体に障害が存するときは、当該非常勤役員・産業医に対して、その障害の程度に応じ、前条の遺族補償の額に100分の4を乗じて得た額から同条の遺族補償の額に100分の100を乗じて得た額の範囲内の額を後遺障害見舞金として支給する。

(入院補償)

第6条 法人は、非常勤役員・産業医が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害のため入院した場合は、当該非常勤役員・産業医に対して、1日当たり1万円を入院見舞金として支給

する。

(手術補償)

第7条 法人は、非常勤役員・産業医が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、当該非常勤役員・産業医に対し、入院中の場合には、前条の1日当たりの入院見舞金の額に10を乗じて得た額を、入院中以外の場合には、前条の1日当たりの入院見舞金の額に5を乗じて得た額を手術見舞金として支給する。

(通院補償)

第8条 法人は、非常勤役員・産業医が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害の治療のため通院した場合は、当該非常勤役員・産業医に対して、1日当たり5,000円を通院見舞金として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条までの規定は、第4条の遺族の範囲及び順位について準用する。

(書類の提出)

第10条 非常勤役員・産業医又はその遺族が、この規程による補償を受けようとするときは、災害日時、災害の発生状況及び傷害の程度等の必要事項を記載した書類を、理事長に対し、速やかに提出しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、非常勤役員・産業医の災害補償に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。